

太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書

太陽光発電設備については、高い買取価格が設定されたことや、規制緩和などにより急激に拡大し、様々な課題が全国で顕在化しています。

上田市においても、森林を伐採し、山林に太陽光発電設備を設置する計画がありますが、景観の阻害、住環境の悪化のみならず、土砂災害等の発生が非常に危惧される状況となっています。

このほど、固定価格買取制度の根拠法であるFIT法では、事業者に対し関係法令の遵守を義務付ける等の改正が行われたところですが、すでに事業認可を受けた事業が計画を進める段階においても太陽光発電設備から生じる景観、環境及び防災に対する懸念が払拭されておらず、最も優先すべき地域住民の生命、財産を守ることに十分対応しているとは言えません。

また、事業者が同法の認定基準を遵守し、適正な太陽光発電設備の設置について確認する体制や、発電事業終了後のパネル等の適切な撤去、処分を担保する仕組みが整備されていません。

よって、国においては、下記の事項を早急に講じられるよう強く要望します。

記

- 1 太陽光発電設備について、景観、環境及び防災上の観点から適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る法整備等、所要の措置を行うこと。
- 2 FIT法に基づいて認定された事業が未着工の場合、認定後に自治体が制定した条例等の遵守を義務付けるとともに、関係法令が遵守されているか見極め、認定審査基準により改めて認定すること。
- 3 既に事業を開始した太陽光発電設備の安全性に課題のある事業についても、市町村長の意見を聴き、国が責任を持って確認すること。
- 4 発電事業終了時や事業者が経営破綻した場合に、パネル等の撤去及び処分が適切かつ確実に行われる仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年10月4日

上田市議会議長 小林 隆 利